明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○計量法施行規則等の一部を改正する省令（**経済産業**七九）　二
〔告　示〕
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（**法務**三五一～三五五）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（**厚生労働**三二八）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（**同**三二九）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（**同**三三〇）　四
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（**農林水産**二〇七七）　五
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（**同**二〇七八）　五
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**同**二〇七九）　五
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一二七三、一二七四）　六
○道路に関する件（**北海道開発局**七七～八二）　七
〔国会事項〕
内閣　七
〔人事異動〕
労　働　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
最低賃金の改正決定に関する公示（宮城労働局最低賃金公示四、栃木同三、岐阜同二、山口同四・五、大分同二）　七
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　八
令和六年一級建築基準適合判定資格者検定の施行について（国土交通省）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付公告の取消、押収物還付、財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三〇
会社その他

省　令

○経済産業省令第七十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）及び特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成五年政令第二百四十九号）の規定に基づき、計量法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月十四日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤澤　亮正

計量法施行規則等の一部を改正する省令

（計量法施行規則の一部改正）

第一条　計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（軽微な修理） **第十条**　法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。 一　［略］ 二　質量計に係る次に掲げる修理 イ　［略］ ロ　自動はかりに係る次に掲げる修理 (1)　ホッパースケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇三（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理 (2)　充填用自動はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇四―一（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理 (3)　コンベヤスケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇六―一（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理 (4)　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理 三～八　［略］ 九　振動レベル計に係る日本産業規格Ｃ一五一七（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理 十～十二　［略］ 2　［略］ （簡易修理） **第十一条**　法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。 一　［略］	（軽微な修理） **第十条**　法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。 一　［略］ 二　質量計に係る次に掲げる修理 イ　［略］ ロ　自動はかりに係る次に掲げる修理 (1)　ホッパースケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇三（二〇一九）附属書に掲げる軽微な修理 (2)　充填用自動はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇四―一（二〇一九）附属書に掲げる軽微な修理 (3)　コンベヤスケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇六―一（二〇一九）附属書に掲げる軽微な修理 (4)　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二一）附属書に掲げる軽微な修理 三～八　［略］ 九　振動レベル計に係るピックアップコードを除くコードの補修又は取替え 十～十二　［略］ 2　［略］ （簡易修理） **第十一条**　法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。 一　［略］

二　質量計に係る次に掲げる修理 イ　［略］ ロ　自動はかりに係る次に掲げる修理 (1)　ホッパースケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇三（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理 (2)　充填用自動はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇四―一（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理 (3)　コンベヤスケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇六―一（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理 (4)　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理 ハ　［略］ 三～十　［略］ 十一　振動レベル計に係る日本産業規格Ｃ一五一七（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理 ［削る］ ［削る］ ［削る］ ［削る］ ［削る］ ［削る］ 十二・十三　［略］ 2　［略］	二　質量計に係る次に掲げる修理 イ　［略］ ロ　自動はかりに係る次に掲げる修理 (1)　ホッパースケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇三（二〇一九）附属書に掲げる簡易修理 (2)　充填用自動はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇四―一（二〇一九）附属書に掲げる簡易修理 (3)　コンベヤスケールに係る日本産業規格Ｂ七六〇六―一（二〇一九）附属書に掲げる簡易修理 (4)　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇二一）附属書に掲げる簡易修理 ハ　［略］ 三～十　［略］ 十一　振動レベル計に係る次に掲げる修理 イ　電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの補修又は取替え（外箱を開けて行うものに限る。以下ロ及びハにおいて同じ。） ロ　電池その他の電源部の補修又は取替え ハ　ねじ、パッキン、表示機構の透明覆板、外箱その他の部品（当該振動レベル計の性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の補修又は取替え（検定証印等が付された部位を交換しないでできるものに限る。） ニ　外箱を開けないで行うピックアップコードの補修又は取替え ホ　電気回路部品（当該振動レベル計の性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の補修又は取替え ヘ　ピックアップを除く分解清掃 十二・十三　［略］ 2　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（特定計量器検定検査規則の一部改正）

第二条　特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第百十八条第二号、第百二十七条第二号、第百八十二条第二号、第百八十三条第二号、第二百四条第二号、第二百十一条第二号、第二百十二条第二号、第二百十三条第二号及び第二百十四条第二号中「二〇一九」を「二〇二四」に改める。

第百十八条第三号、第百二十七条第三号、第百八十二条第三号、第百八十三条第三号、第二百四条第三号、第二百十一条第三号、第二百十二条第三号、第二百十三条第三号及び第二百十四条第三号中「日本産業規格Ｂ七六〇四―一（二〇一九）」を「日本産業規格Ｂ七六〇四―一（二〇二四）」に改める。

第百十八条第四号、第百二十七条第四号、第百八十二条第四号、第百八十三条第四号、第二百四条第四号、第二百十一条第四号、第二百十二条第四号、第二百十三条第四号及び第二百十四条第四号中「日本産業規格Ｂ七六〇六―一（二〇一九）附属書」を「日本産業規格Ｂ七六〇六―一（二〇二四）附属書」に改める。

第百十八条第五号、第百二十七条第五号、第百八十二条第五号、第百八十三条第五号、第二百四条第五号、第二百十一条第五号、第二百十二条第五号、第二百十三条第五号及び第二百十四条第五号中「二〇二一」を「二〇二四」に改める。

第八百五十条、第八百五十一条、第八百六十五条、第八百六十六条、第八百七十七条から第八百八十一条中「二〇一四」を「二〇二四」に改める。

（特定商品の販売に係る計量に関する省令の一部改正）

第三条　特定商品の販売に係る計量に関する省令（平成五年通商産業省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（伸び率が大きい皮革） **第三条**　特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成五年政令第二百四十九号）第三条第二号に規定する経済産業省令で定めるものは、日本産業規格Ｋ六五五六―二（二〇一六）に規定する条件で、皮革の背筋に対し垂直方向に四十九ニュートンの荷重を加えたとき、伸び率が四十パーセントを超えるものとする。	（伸び率が大きい皮革） **第三条**　特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成五年政令第二百四十九号）第三条第二号に規定する経済産業省令で定めるものは、日本産業規格Ｋ六五五〇（革試験方法）に規定する条件で、皮革の背筋に対し垂直方向に四十九ニュートンの荷重を加えたとき、伸び率が四十パーセントを超えるものとする。
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第一条中計量法施行規則第十条及び第十一条並びに第二条中特定計量器検定検査規則第八百五十条、第八百五十一条、第八百六十五条、第八百六十六条及び第八百七十七条から第八百八十一条までの改正規定は令和七年四月一日から施行する。

（振動レベル計の型式の承認の基準に係る特例）

第二条　この省令の施行の日前に計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）の申請がされた振動レベル計の型式についての法第七十七条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、なお従前の例による。

（振動レベル計の基準適合義務に係る特例）

第三条　前条の規定の適用を受け型式の承認を受けた型式及びこの省令の施行の日前に型式の承認を受けた型式に属する振動レベル計についての法第八十条、第八十二条及び第八十九条第二項の製造技術基準並びに法第九十五条第一項及び第百一条第二項の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であって同条第二項の経済産業省令で定めるものの規定の適用については、令和八年一月三十一日までは、なお従前の例による。